造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在 留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとっ て、造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以 下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

造船 · 舶用工業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

造船・舶用工業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

#### (生産性向上のための取組)

造船・舶用工業分野における生産性向上の取組として、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)に基づく事業基盤強化計画の認定制度により、生産性向上や業界再編を通じた同分野の事業基盤強化に取り組んでいる。令和6年1月時点で、32グループ50社の計画を認定し、認定した事業に係る税制特例及び政府系金融機関からの長期・低利融資等の支援措置を講じている。

加えて、経済安全保障重要技術育成プログラムによるデジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術の研究開発支援や、GX経済移行債による技術等支援ゼロエミッション船等の建造に係る生産設備導入支援等を推進していくこととしている。

今後も、引き続き造船・舶用工業全体の生産性を向上させるための支援を行うとともに、開発した技術の普及に向けた取組を進めることにより、生産性向上の取組を進めていく。

#### (国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための取組として、造船工学の教材の作成や造船に係る若手教員の専門指導力向上のための研修プログラムの開発等による若者の造船・舶用工業への進出・定着や、女性が働きやすい現場環境の改善に取り組んでいる。さらに、多様な勤務形態の確保を通じた積極的な高齢者の再雇用や、就職氷河期世代も含めた中途採用の促進等に取り組んでいる。

### (3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

造船・舶用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、国内に生産拠点を維持しており、そのほとんどが地方圏に存在している。特に瀬戸内や九州には、造船・舶用工業が主要産業として経済、雇用において中核的な役割を担っている地域が多数存在している。地方に立地する造船・舶用工業にあっては、少子高齢化・生産年齢人口減少が急激に進んでいることに加えて、若者の地方から都市部への流出により、日本人の若手就業者の確保が困難な状況にある。

足元の人手不足の状況について、造船・舶用工業分野における主な職種の令和4年度の有効求人倍率は、溶接(金属溶接・溶断工)2.85倍、塗装(塗装工)4.50倍、鉄工(鉄工、製缶工)5.72倍、仕上げ(めっき工、金属研磨工)5.80倍、機械加工(数値制御金属工作機械工)4.18倍、電気機器組立て(電気工事作業員)3.70倍、とび(とび工)12.50倍、配管(配管工)8.67倍、鋳造(鋳造・鍛造設備制御・監視員)5.72倍、金属プレス加工(金属プレス工)3.95倍、強化プラスチック成形(プラスチック製品製造工)5.21倍、機械保全(一般機械器具修理工)4.94倍、電子機器組立て(電子機器部品組立工)2.35倍、プリント配線板製造(電子機器部品組立工)2.35倍となっており、現時点で4,000人程度の人手不足が生じていると推計される。

船舶の代替需要、新燃料船への前倒し需要により、今後、世界の建造需要は大きく増大する見通しであり、「事業基盤強化の促進に関する基本方針」(令和3年財務省・国土交通省告示第2号)における我が国の建造目標も踏まえると、令和10年度の我が国の建造量予測は約2千万トンとなる。こうした建造需要の見通し等からすれば、令和10年度には18万5,000人の就業者が必要となり、6万4,000人程度の人手不足が生じると推計される。

造船・舶用工業は、四面を海に囲まれた我が国にとって不可欠な海上輸送に要する船舶を安定的に供給し、また、裾野が広い労働集約型産業として地方の経済・雇用にも貢献している非常に重要な産業である。造船・舶用工業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、造船・舶用工業について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

#### (4) 受入れ見込数

造船・舶用工業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で3万6,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、造船・舶用工業分野において、令和 10 年度には 6 万 4,000 人程度の人手不足が見込まれる中、同分野の事業基盤強化等による 5 年間で 10%程 度の生産性向上(5年間で1万6,000人程度)や、キャリアアップシステムの開発等による追加的な国内人材の確保(5年間で1万2,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大3万6,000人を1号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

## 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

造船・舶用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、造船・舶用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

### (1) 1号特定技能外国人

### ア 技能水準 (試験区分)

別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

## イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

#### (2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
  - (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
  - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

# 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試

験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b.業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。
- イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。
- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
  - ア 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「造船・舶用工業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
  - イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
  - ウ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
  - エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記ア、イ及びウの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。
  - オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を 実施すること。
  - カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する 書面を交付すること。
- (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、 運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

また、自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は協議会等と連携し、業界内において取組の地域差が生じないよう、本制度の趣旨をはじめ、本制度に係る情報や優良事例を全国的に周知することにより、外国人が特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう配慮する。

# 6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和

6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a.試験区分(3(1)ア関係)及び運用方針別表2a.試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船·舶用工業分野特定技能1号試
験 (溶接)	験 (造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験 (舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船・舶用工業分野特定技能1号試
験(塗装)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船・舶用工業分野特定技能1号試
験 (鉄工)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船・舶用工業分野特定技能1号試
験(仕上げ)	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船・舶用工業分野特定技能1号試
験 (機械加工)	験(舶用機械)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用電気電子機器)
造船·舶用工業分野特定技能1号試	造船・舶用工業分野特定技能1号試
験(電気機器組立て)	験(舶用電気電子機器)
造船・舶用工業分野特定技能2号試	造船・舶用工業分野特定技能2号試
験(溶接)	験 (造船)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能2号試	造船・舶用工業分野特定技能2号試
験(塗装)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船・舶用工業分野特定技能2号試	造船・舶用工業分野特定技能2号試
験(鉄工)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能2号試	造船・舶用工業分野特定技能2号試
験(仕上げ)	験(舶用機械)

造船・舶用工業分野特定技能2号試	造船·舶用工業分野特定技能 2 号試
験 (機械加工)	験(舶用機械)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験 (舶用電気電子機器)
造船·舶用工業分野特定技能 2 号試	造船·舶用工業分野特定技能 2 号試
験 (電気機器組立て)	験 (舶用電気電子機器)

別表 1

項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5 (1) ア関係)
1	造船·舶用工業分野特定技能1号	造船(監督者の指示を理解し、又は自らの
	試験 (造船)	判断により船舶の製造工程の作業に従事)
	技能検定3級(塗装)	
	技能検定3級(とび)	
	技能検定3級(配管)	
2	造船·舶用工業分野特定技能 1 号	舶用機械(監督者の指示を理解し、又は自
	試験 (舶用機械)	らの判断により舶用機械の製造工程の作業
	技能検定3級(塗装)	に従事)
	技能検定3級(仕上げ)	
	技能検定3級(機械加工)	
	技能検定3級(配管)	
	技能検定3級(鋳造)	
	技能検定3級(機械保全)	
3	造船·舶用工業分野特定技能 1 号	舶用電気電子機器(監督者の指示を理解し、
	試験(舶用電気電子機器)	又は自らの判断により舶用電気電子機器の
	技能検定3級(機械加工)	製造工程の作業に従事)
	技能検定3級(電気機器組立て)	
	技能検定3級(電子機器組立て)	
	技能検定3級(プリント配線板製	
	造)	
	技能検定3級(配管)	
	技能検定3級(機械保全)	

# 別表2

項番	a. 試験区分(3(2)ア関係)	b. 業務区分(5 (1)イ関係)
1	造船 • 舶用工業分野特定技能 2 号	造船(複数の作業員を指揮・命令・管理し
	試験(造船)	ながら、船舶の製造工程の造船作業に従事)
	技能検定1級(塗装)	
	技能検定1級(鉄工)	
	技能検定1級(とび)	
	技能検定1級(配管)	
2		舶用機械(複数の作業員を指揮・命令・管
	試験(舶用機械)	理しながら、舶用機械の製造工程の作業に
	技能検定1級(塗装)	従事)
	技能検定1級(鉄工)	
	技能検定1級(仕上げ)	
	技能検定1級(機械加工)	
	技能検定1級(配管)	
	技能検定1級(鋳造)	
	技能検定1級(金属プレス加工)	
	技能検定1級(強化プラスチック	
	成形)	
	技能検定1級(機械保全)	
3		舶用電気電子機器(複数の作業員を指揮・
	試験(舶用電気電子機器)	命令・管理しながら、舶用電気電子機器の
	技能検定1級(機械加工)	製造工程の作業に従事)
	技能検定1級(電気機器組立て)	
	技能検定1級(金属プレス加工)	
	技能検定1級(電子機器組立て)	
	技能検定1級(プリント配線板製	
	造)	
	技能検定1級(配管)	
	技能検定1級(機械保全)	